

市道等の情報について、回答書を希望される方へ

手続き場所は
『原則窓口』です。

土木部が定めた
『照会書』の提出が必要になります。

市道等の照会手続きが変わります！

添付資料として
『位置図』と『公図』
も必要になります。

『令和2年1月1日』
からスタートします。

1 旭川市市道等の照会事務（以下「照会」という）とは

旭川市土木部（以下「土木部」という）が管理する市道又は道路敷地（以下「市道等」という）に関する市道路線名、路線整理番号及び幅員等の情報を求める方が、必要書類を土木部へ提出し、それに基づいて土木部が**回答書を交付する手続きのこと**です。

2 土木部が管理する市道等の情報について、回答書の交付を求めるには

これまで照会についての要領はありませんでしたが、増え続ける照会を適正に処理するため、「旭川市市道等の照会事務取扱要領」（以下「要領」という）を令和元年11月1日付けで制定し、令和2年1月1日から施行することとしました。

令和2年1月1日以降、要領に基づいた照会手続きとなりますので、以下の内容を踏まえた書類の提出をお願いいたします。

（1）照会手続きを行うために必要な書類

- ア) 照会書（土木部が定めた様式）
- イ) 位置図
- ウ) 公図（写し可）

（2）照会手続きを行う際の留意点

- ア) 照会手続きは原則旭川市土木部土木管理課窓口で行います。窓口で照会内容と必要書類を確認しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
- イ) 照会する土地は市道等に面する地名地番のみを記入してください。
- ウ) 照会書には、捺印が必要になります。（個人からの提出は認印、法人からの提出は法人印）
- エ) 原則回答書は、個人から照会された場合は個人へ、法人から照会された場合は法人関係者へ交付します。交付の際、受領者は署名する必要があります。
- オ) 遠隔地から照会を希望される方は、担当までご相談ください。
- カ) 要領及び照会書の様式は土木部ホームページからダウンロードしてご利用頂けます。
(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/443/444/d067703.html>)

担当 旭川市土木部土木管理課道路管理係
旭川市6条通10丁目第三庁舎2階
電話番号 0166-25-9791